




独立した第三者による保証報告書

2007年6月11日

富士通株式会社
代表取締役社長 黒川 博昭 殿

株式会社 新日本環境品質研究所
代表取締役

中込 昭三 

1. 保証業務の対象及び目的

当研究所は、富士通株式会社(以下、「会社」という)の委嘱に基づき、2006年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の会社が作成した「2007富士通グループ社会・環境報告書」(以下、「本報告書」という)に記載されている会社及び主要子会社の環境パフォーマンス指標(環境会計情報及び環境報告書審査・登録制度において定める重要な環境情報*1を含む)に関し、社会・環境報告書の作成基準*2に従って正確に測定、算出され、かつ、重要な事項が漏れなく開示されているかどうか、及び社会パフォーマンス指標が入手した証拠と矛盾していないかどうかについて、独立の立場から結論を表明することを目的として保証業務を実施した。なお、本報告書の作成責任は会社の経営者にあり、当研究所の責任は独立の立場から本報告書に対する結論を表明することにある。

- *1 環境報告書審査・登録制度において定める重要な環境情報は、日本環境情報審査協会が、右上掲載のマーク使用を認める条件として「環境報告書審査・登録マーク付与基準」(日本環境情報審査協会 平成17年9月)に規定する重要な環境情報をいう。
- *2 社会・環境報告書の作成基準は、「環境報告書ガイドライン2003年度版」(環境省)及び「サステナビリティ・レポート・ガイドラインVer.3.0」(Global Reporting Initiative 2006年10月)を基に、詳細情報については会社が定めた測定・算出方法によって補充された基準をいう。

2. 実施した保証業務手続の概要

当研究所は、「財務諸表監査以外の保証業務等に関する実務指針(公開草案)」(日本公認会計士協会 平成17年7月)、及び「環境情報審査実務指針」(日本環境情報審査協会 平成18年1月)に準拠し、主として質問、閲覧、分析的手続などの限定された手続を実施した。したがって、当研究所の実施した業務は、合理的保証業務に比較してより限定的な保証を与えるものである。

実施した手続の概要は以下のとおりである。

環境パフォーマンス指標について、その収集過程、集計方法を把握・評価し、試査の方法により証拠資料と突合・照合し、再計算した。また、サイト単位の環境パフォーマンス指標について、現地往査*3を実施した。

社会パフォーマンス指標について、関連する記録を閲覧、質問し、その他の記載項目と整合性を確かめた。

- *3 往査箇所は、会社の本店、本社事務所、会津若松工場、小山工場、及び主要子会社のうち株式会社PFI、信越富士通株式会社である。

3. 結論

保証業務手続を実施した結果、環境パフォーマンス指標(環境会計情報及び環境報告書審査・登録制度において定める重要な環境情報を含む)について、社会・環境報告書の作成基準に準拠しておらず正確に測定、算出されていないと認められる事項、または重要な事項が漏れなく開示されていないと認められる事項は発見されなかった。同様に、社会パフォーマンス指標について、入手した証拠と矛盾しており事実に基づいていないと認められる事項は発見されなかった。

4. 独立性

当研究所は、新日本監査法人の子会社として、公認会計士法、日本公認会計士協会「倫理規則」を遵守しており、会社と当研究所の間には、記載すべき利害関係はない。

以上